

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成29年6月27日(火曜日)

号外第36号

毎週火曜日及び金曜日発行

| 目次 | ページ |
|---|-----|
| ○告示 | |
| 水質汚濁防止法による化学的酸素要求量に係る総量規制基準(環境農政・大気水質課) | 1 |
| 水質汚濁防止法による窒素含有量に係る総量規制基準(環境農政・大気水質課) | 13 |

| | |
|--|----|
| 水質汚濁防止法によるりん含有量に係る総量規制基準(環境農政・大気水質課) | 22 |
| ○公告 | |
| 水質汚濁防止法による化学的酸素要求量等に係る総量削減計画(環境農政・大気水質課) | 31 |

告 示

神奈川県告示第297号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定により、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成29年9月1日から施行し、水質汚濁防止法による化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成24年神奈川県告示第98号)は、平成29年8月31日限り廃止する。ただし、同年9月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされる特定施設(指定地域特定施設を含む。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に法第5条の規定による届出がされる特定施設(指定地域特定施設を含む。)の設置により新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{co} 、 C_{ci} 及び C_{cj} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成31年3月31日までの間は、なお従前のおりとする。

平成29年6月27日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 適用する水域

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第1号ニに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

法第2条第6項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量(以下「日平均排水量」という。)が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 番号 | 指定地域内事業場の区分 | 総量規制基準 |
|----|--|--------------------------------------|
| 1 | 昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。) | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |

| | | |
|---|--|--|
| 2 | 昭和55年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場(次項から22の項までに掲げるものを除く。) | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |
| 3 | 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。)の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。) | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 4 | 昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。) | $L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |
| 5 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。)の施行により昭和58年1月1日前に新たに | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、五五四円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

| | | | | | | |
|----|---|---|--|--|--|---|
| | 指定地域内事業場となった事業場(昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。) | | | された特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場 | | |
| 6 | 昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場(昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。) | $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ | | 11 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。) | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$ |
| 7 | 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。)の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。) | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$ | | 12 | 平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ |
| 8 | 昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。) | $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ | | 13 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号。以下「平成9年廃掃法改正令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。) | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$ |
| 9 | 水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。) | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$ | | 14 | 平成9年廃掃法改正令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年4月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ |
| 10 | 平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出が | $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ | | 15 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。) | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$ |
| | | | | 16 | 平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ |
| | | | | 17 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。) | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$ |
| | | | | 18 | 平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出が | $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | された特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場 | | グラム) Cc 別表化学的酸素要求量の欄(1)に掲げる値 (単位 1 リットルにつきミリグラム) Ccj 別表化学的酸素要求量の欄(3)に掲げる値 (単位 1 リットルにつきミリグラム) Cci 別表化学的酸素要求量の欄(2)に掲げる値 (単位 1 リットルにつきミリグラム) Cco Ccと同じ値 (単位 1リットルにつきミリグラム) Qc 特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル) Qcj 平成3年7月1日(12の項にあっては同年10月1日、14の項にあっては平成10年4月1日、16の項にあっては同年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成13年7月1日、22の項にあっては平成24年5月25日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(平成3年7月1日(12の項にあっては同年10月1日、14の項にあっては平成10年4月1日、16の項にあっては同年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成13年7月1日、22の項にあっては平成24年5月25日)以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル) Qci 昭和55年7月1日(4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日)から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(昭和55年7月1日(4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日)から平成3年6月30日までの間に設置される指定地域内事業場にあつては、特定排出水の量(Qcjを除く。))(単位 1日につき立方メートル) Qco 特定排出水の量(Qcj及びQciを除く。)(単位 1日につき立方メートル) |
| 19 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。) | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$ | |
| 20 | 平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ | |
| 21 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。) | $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$ | |
| 22 | 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ | |

備考 この表に掲げる式において、Lc、Cc、Ccj、Cci、Cco、Qc、Qcj、Qci及びQcoは、それぞれ次の値を表すものとする。
Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキロ

別表

| 番号 | 業 種 そ の 他 の 区 分 | 化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム) | | | 備 考 |
|----|---------------------|----------------------------|-----|-----|---|
| | | (1) | (2) | (3) | |
| 2 | 畜産農業 | 70 | 70 | 60 | |
| 3 | 天然ガス鉱業 | 60 | 60 | 60 | |
| 4 | 非金属鉱業 | 20 | 20 | 20 | |
| 5 | 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 6 | 乳製品製造業 | 30 | 30 | 20 | 平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る |

| | | | | | 量」という。) にあつては、化学的酸素要求量の欄③の値は、30とする。 |
|----|---|----|----|----|-------------------------------------|
| 7 | 畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | 40 | 40 | 30 | |
| 8 | 水産缶詰・瓶詰製造業 | | | | |
| 9 | 寒天製造業 | 55 | 55 | 55 | |
| 10 | 魚肉ハム・ソーセージ製造業 | 30 | 30 | 20 | |
| 11 | 水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 12 | 冷凍水産物製造業 | | | | |
| 13 | 冷凍水産食品製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 14 | 水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。） | | | | |
| 15 | 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 16 | 野菜漬物製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 17 | 味噌製造業 | 70 | 70 | 30 | |
| 18 | しょう油・食用アミノ酸製造業 | 70 | 70 | 40 | |
| 19 | うま味調味料製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 20 | ソース製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 21 | 食酢製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 22 | 砂糖精製業 | | | | |
| 23 | ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 | 50 | 50 | 30 | |
| 24 | 小麦粉製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 25 | パン製造業 | 30 | 30 | 20 | |
| 26 | 生菓子製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 27 | ビスケット類・干菓子製造業 | | | | |
| 28 | 米菓製造業 | 40 | 40 | 40 | |
| 29 | パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。） | 40 | 40 | 30 | |
| 30 | 植物油脂製造業 | | | | |
| 31 | 動物油脂製造業 | | | | |
| 32 | 食用油脂加工業 | | | | |
| 33 | ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業 | 50 | 50 | 40 | |
| 34 | 穀類でんぷん製造業 | | | | |
| 35 | めん類製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 37 | 豆腐・油揚げ製造業 | | | | |
| 38 | あん類製造業 | 60 | 60 | 40 | |

| | | | | | |
|----|---|----|----|----|--|
| 39 | 冷凍調理食品製造業 | 30 | 20 | 20 | |
| 40 | そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの | 30 | 30 | 30 | |
| 41 | 清涼飲料製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 42 | 果実酒製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 43 | ビール製造業 | | | | |
| 44 | 清酒製造業 | | | | |
| 45 | 蒸留酒・混成酒製造業 | 30 | 30 | 20 | |
| 46 | インスタントコーヒー製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 47 | 配合飼料製造業 | | | | |
| 48 | 単体飼料製造業 | | | | |
| 49 | 有機質肥料製造業 | | | | |
| 50 | たばこ製造業 | 30 | 20 | 20 | |
| 51 | 生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。) | 30 | 30 | 30 | |
| 55 | 繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの | 75 | 75 | 70 | |
| 57 | 繊維工業で麻製織工程に係るもの | 90 | 90 | 90 | |
| 58 | 繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの | 40 | 40 | 30 | |
| 59 | 繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。) | 80 | 80 | 80 | |
| 60 | 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 90 | 90 | 90 | |
| 61 | 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 50 | 50 | 50 | |
| 62 | 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの | | | | |
| 63 | 繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 90 | 90 | 80 | |
| 64 | 繊維工業で不織布製造工程に係るもの | 70 | 70 | 60 | |
| 65 | 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの | 40 | 40 | 40 | |
| 66 | 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの | | | | |
| 67 | 繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの | | | | |
| 68 | 繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。) | 30 | 30 | 30 | |
| 69 | 一般製材業又は木材チップ製造業 | 40 | 40 | 40 | |
| 71 | 合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業 | 30 | 30 | 30 | 接着機洗浄水を循環するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。 |
| 75 | 木材薬品処理業 | 20 | 20 | 20 | |
| 76 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの | 70 | 70 | 60 | |

| | | | | | |
|-----|---|-----|-----|----|---|
| 77 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの | 60 | 60 | 60 | |
| 78 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの | 50 | 50 | 50 | |
| 79 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。) | 70 | 70 | 70 | |
| 80 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。) | 80 | 80 | 80 | |
| 81 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。) | 60 | 50 | 40 | |
| 82 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。) | 70 | 70 | 60 | 精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量の欄(1)の値は、80とする。 |
| 83 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。) | 60 | 60 | 50 | |
| 84 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。) | 90 | 90 | 80 | |
| 85 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの | 100 | 100 | 70 | |
| 86 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。) | 50 | 40 | 40 | |
| 87 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。) | 30 | 20 | 20 | |
| 88 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの | 40 | 40 | 40 | |
| 89 | 機械すき和紙製造業 | 60 | 60 | 60 | |
| 90 | 手すき和紙製造業 | 90 | 90 | 80 | |
| 91 | 塗工紙製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 92 | 段ボール製造業 | 20 | 20 | 15 | |
| 93 | 重包装紙袋製造業 | 70 | 70 | 70 | |
| 94 | セロファン製造業 | 25 | 25 | 15 | |
| 95 | 乾式法による繊維板製造業 | 40 | 40 | 40 | |
| 96 | 繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。) | 80 | 80 | 60 | |
| 97 | パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。) | 20 | 20 | 20 | |
| 100 | 印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。) | 50 | 50 | 50 | |
| 101 | 製版業 | | | | |
| 102 | 窒素質・りん酸質肥料製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 103 | 複合肥料製造業 | | | | |

| | | | | | |
|-----|--|----|----|----|---|
| 104 | 化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 105 | ソーダ工業 | 20 | 20 | 20 | |
| 106 | 電炉工業 | | | | |
| 107 | 無機顔料製造業 | 20 | 20 | 20 | 黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。 |
| 108 | 無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。） | 20 | 20 | 20 | (1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 |
| 109 | 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの | 60 | 60 | 40 | (1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。 |
| 110 | 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの | 50 | 50 | 30 | 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。 |
| 111 | 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの | 30 | 20 | 20 | メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 |
| 112 | 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの | 40 | 40 | 40 | (1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。 |
| 113 | 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの | 50 | 50 | 50 | (1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。 |
| 114 | 石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。） | 60 | 40 | 40 | |
| 115 | 脂肪族系中間物製造業 | 60 | 60 | 50 | (1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、同工程に係る1日当たりの特定排水の最大の量が2,500立方メートル以上の場合、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序 |

| | | | | | |
|-----|------------------------------------|-----|-----|-----|--|
| | | | | | に従い、210、210、190とし、同工程に係る1日当たりの特定排出水の最大の量が2,500立方メートル未満の場合は、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、415、210、210とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。 |
| 116 | メタン誘導品製造業 | 30 | 30 | 20 | |
| 117 | 発酵工業 | 120 | 110 | 110 | |
| 118 | コールタール製品製造業 | 120 | 120 | 120 | |
| 119 | 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 | 50 | 50 | 30 | 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。 |
| 120 | プラスチック製造業 | 30 | 30 | 30 | (1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。 |
| 121 | 合成ゴム製造業 | 40 | 40 | 40 | (1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。 |
| 122 | 有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。) | 50 | 50 | 50 | (1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。 |
| 123 | レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの | 50 | 30 | 20 | |
| 124 | レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの | 30 | 30 | 30 | |
| 125 | 合成繊維製造業 | 30 | 20 | 20 | アクリル系繊維製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。 |
| 126 | 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 127 | 石けん・合成洗剤製造業 | 10 | 10 | 10 | |

| | | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|-----|-----|--|
| 128 | 界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。） | 40 | 40 | 40 | |
| 129 | 塗料製造業 | | | | |
| 130 | 印刷インキ製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 131 | 医薬品原薬・製剤製造業 | 70 | 70 | 60 | 平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量の欄(3)の値は、70とする。 |
| 132 | 医薬品製剤製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 133 | 生物学的製剤製造業 | | | | |
| 134 | 生薬・漢方製剤製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 135 | 動物用医薬品製造業 | 60 | 60 | 50 | |
| 136 | 火薬類製造業 | 20 | 20 | 20 | 硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。 |
| 137 | 農薬製造業 | 30 | 30 | 20 | |
| 138 | 合成香料製造業 | 120 | 110 | 110 | |
| 139 | 香料製造業（前項に掲げるものを除く。） | 30 | 30 | 20 | |
| 140 | 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業 | | | | |
| 142 | ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。） | 20 | 20 | 20 | |
| 143 | 写真感光材料製造業 | 10 | 10 | 10 | |
| 144 | 天然樹脂製品・木材化学製品製造業 | 40 | 40 | 40 | |
| 145 | イオン交換樹脂製造業 | 170 | 170 | 130 | |
| 146 | 化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。） | 40 | 40 | 40 | |
| 147 | 石油精製業 | 20 | 20 | 20 | 潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。 |
| 148 | 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。） | 30 | 30 | 30 | 硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。 |
| 149 | コークス製造業 | 180 | 180 | 90 | |
| 150 | 石油コークス製造業 | 70 | 70 | 50 | |
| 151 | 自動車タイヤ・チューブ製造業 | 10 | 10 | 10 | |
| 152 | ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの | 60 | 40 | 40 | |
| 153 | ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | 20 | 20 | 20 | |
| 154 | なめしかわ製造業 | 100 | 100 | 100 | |
| 155 | 毛皮製造業 | 50 | 50 | 50 | |
| 156 | 板ガラス製造業 | 10 | 10 | 10 | |
| 157 | 板ガラス加工業 | | | | |

| | | | | | |
|-----|---|----|----|----|--|
| 158 | ガラス製加工素材製造業 | | | | |
| 159 | ガラス容器製造業 | | | | |
| 160 | 理化学用・医療用ガラス器具製造業 | | | | |
| 161 | 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業 | | | | |
| 162 | ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業 | 50 | 50 | 50 | |
| 163 | ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | 30 | 30 | 30 | |
| 164 | ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。） | 10 | 10 | 10 | |
| 165 | 生コンクリート製造業 | | | | |
| 166 | コンクリート製品製造業 | | | | |
| 167 | セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 168 | 黒鉛電極製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 169 | 砕石製造業 | | | | |
| 170 | 鉱物・土石粉碎等処理業 | | | | |
| 172 | うわ葉製造業 | | | | |
| 173 | 高炉による製鉄業 | 10 | 10 | 10 | コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。 |
| 175 | フェロアロイ製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 176 | 高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。） | 10 | 10 | 10 | |
| 178 | 製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。） | 20 | 20 | 20 | |
| 179 | 熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 180 | 冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 181 | 冷間ロール成型形鋼製造業 | | | | |
| 182 | 鋼管製造業 | | | | |
| 183 | 伸鉄業 | 10 | 10 | 10 | |
| 184 | 磨棒鋼製造業 | | | | |
| 185 | 引抜鋼管製造業 | | | | |
| 186 | 伸線業 | | | | |
| 187 | ブリキ製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 188 | 亜鉛鉄板製造業 | | | | |
| 189 | めっき鋼管製造業 | | | | |
| 190 | めっき鉄鋼線製造業 | | | | |
| 191 | 表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。） | 10 | 10 | 10 | |

| | | | | | | |
|-----|--|--------------------------|----|----|----|---|
| 192 | 鍛鋼製造業 | | | | | |
| 193 | 鍛工品製造業 | | | | | |
| 194 | 鋳鋼製造業 | | | | | |
| 195 | 銑鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。） | | | | | |
| 196 | 鋳鉄管製造業 | | | | | |
| 197 | 可鍛鋳鉄製造業 | | | | | |
| 198 | 鉄粉製造業 | | | | | |
| 199 | 鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | | | |
| 200 | 非鉄金属製造業 | | | | | |
| 201 | 電気めっき業 | (1) 日平均排水量400立方メートル以上の工場 | 40 | 40 | 40 | |
| | | (2) 日平均排水量400立方メートル未満の工場 | 60 | 60 | 40 | |
| 202 | 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | | 15 | 10 | 10 | |
| 203 | 一般機械器具製造業 | | 10 | 10 | 10 | |
| 204 | 電子回路製造業 | | 20 | 20 | 20 | |
| 205 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電子機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 | | 10 | 10 | 10 | |
| 206 | 輸送用機械器具製造業 | | 15 | 10 | 10 | |
| 207 | 精密機械器具製造業 | | 10 | 10 | 10 | |
| 208 | ガス製造工場 | | 20 | 20 | 20 | |
| 209 | 下水道業 | | 20 | 20 | 20 | 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。 |
| 210 | 空瓶卸売業 | | 30 | 20 | 20 | |
| 211 | 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。） | | 30 | 30 | 20 | |
| 212 | 弁当仕出屋又は弁当製造業 | | 50 | 40 | 30 | |
| 213 | 飲食店 | | 50 | 40 | 30 | 平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量の欄(1)(2)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30とする。 |
| 214 | 宿泊業 | | | | | |
| 215 | リネンサプライ業 | | 40 | 40 | 30 | |
| 216 | 洗濯業（前項に掲げるものを除く。） | | | | | |
| 218 | 写真業（写真現像・焼付業を含む。） | | 60 | 60 | 60 | |

| | | | | | | |
|-----|--|---|----|----|----|---|
| 219 | 自動車整備業 | | 20 | 20 | 20 | |
| 220 | 病院 | | 30 | 30 | 30 | |
| 221 | し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。） | (1) 建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,001人以上のものうち平成18年1月31日までに設置されたもの | 30 | 30 | 30 | |
| | | (2) 建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下のものうち平成18年1月31日までに設置されたもの（(3)に係るものを除く。） | 40 | 30 | 30 | |
| | | (3) 建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下のものうち昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの | 40 | 40 | 30 | |
| | | (4) 平成18年2月1日以後に設置されるもの（(5)に係るものを除く。） | 30 | 30 | 30 | |
| | | (5) 平成18年2月1日以後に設置されるものうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの | 15 | 15 | 15 | |
| 222 | し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。） | (1) 昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの | 70 | 70 | 40 | し尿のみを処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、40とする。 |
| | | (2) 平成18年1月31日までに設置されたもの（(1)に係るものを除く。） | 50 | 50 | 30 | し尿のみを処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、40とする。 |
| | | (3) 平成18年2月1日以後に設置されるもの | 30 | 30 | 30 | |
| 223 | し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。） | | 40 | 30 | 20 | 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。 |
| 224 | ごみ処理業 | | 30 | 30 | 30 | |
| 225 | 廃油処理業 | | 20 | 20 | 20 | |
| 226 | 産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。） | | 30 | 30 | 20 | |
| 227 | 死亡獣畜取扱業 | | 40 | 40 | 40 | |
| 228 | と畜場 | | | | | |
| 229 | 中央卸売市場 | | 20 | 20 | 20 | |
| 230 | 地方卸売市場 | | | | | |

| | | | | | |
|-----|---|---|----|----|----|
| 231 | 試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年 府令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。） 総理 通商産 業省 | | | | |
| 232 | 前各項に分類されないもの | (1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水（221の項及び222の項に係るものを除く。） | 40 | 30 | 30 |
| | | (2) ドラム缶更生業（修理のものを含む。）・ドラム缶洗浄業 | 20 | 20 | 20 |
| | | (3) 上水道業・工業用水道業（自家用工業用水道業を含む。） | 10 | 10 | 10 |
| | | (4) (1)から(3)までに分類されないもの | 20 | 10 | 10 |

神奈川県告示第298号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定により、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成29年9月1日から施行し、水質汚濁防止法による窒素含有量に係る総量規制基準（平成24年神奈川県告示第99号）は、平成29年8月31日限り廃止する。ただし、同年9月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされる特定施設（指定地域特定施設を含む。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に法第5条の規定による届出がされる特定施設（指定地域特定施設を含む。）の設置により新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{ni} 及び C_{no} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成31年3月31日までの間は、なお従前のおりとする。

平成29年6月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 適用する水域

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号ニに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

法第2条第6項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 番号 | 指定地域内事業場の区分 | 総量規制基準 |
|----|---|--|
| 1 | 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。） | $L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$ |
| 2 | 平成14年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又 | $L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$ |

は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項及び4の項に掲げるものを除く。）

| | | |
|---|--|--|
| 3 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。） | $L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$ |
| 4 | 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$ |

備考 この表に掲げる式において、 L_n 、 C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_n 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_n 別表窒素含有量の欄(1)に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{ni} 別表窒素含有量の欄(2)に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{no} C_n と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{ni} 平成14年10月1日（4の項にあつては、平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{no} 特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

別表

| 番号 | 業種その他の区分 | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | | 備考 |
|----|---|------------------------|-----|----|
| | | (1) | (2) | |
| 2 | 畜産農業 | 60 | 60 | |
| 3 | 天然ガス鉱業 | | | |
| 4 | 非金属鉱業 | 10 | 10 | |
| 5 | 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 | 25 | 10 | |
| 6 | 乳製品製造業 | 15 | 10 | |
| 7 | 畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。) | 30 | 10 | |
| 8 | 水産缶詰・瓶詰製造業 | 20 | 10 | |
| 9 | 寒天製造業 | | | |
| 10 | 魚肉ハム・ソーセージ製造業 | | | |
| 11 | 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。) | 25 | 10 | |
| 12 | 冷凍水産物製造業 | | | |
| 13 | 冷凍水産食品製造業 | 30 | 10 | |
| 14 | 水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。) | 25 | 10 | |
| 15 | 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 | 20 | 10 | |
| 16 | 野菜漬物製造業 | 15 | 10 | |
| 17 | 味噌製造業 | 20 | 10 | |
| 18 | しょう油・食用アミノ酸製造業 | 95 | 10 | |
| 19 | うま味調味料製造業 | 20 | 10 | |
| 20 | ソース製造業 | | | |
| 21 | 食酢製造業 | | | |
| 22 | 砂糖精製業 | 15 | 10 | |
| 23 | ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 | | | |
| 24 | 小麦粉製造業 | 20 | 10 | |
| 25 | パン製造業 | 15 | 10 | |
| 26 | 生菓子製造業 | | | |
| 27 | ビスケット類・干菓子製造業 | | | |
| 28 | 米菓製造業 | | | |
| 29 | パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。) | | | |
| 30 | 植物油脂製造業 | 20 | 10 | |

| | | | | |
|----|---|----|----|-----------------------------------|
| 31 | 動物油脂製造業 | | | |
| 32 | 食用油脂加工業 | 15 | 10 | |
| 33 | ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業 | 20 | 10 | |
| 34 | 穀類でんぷん製造業 | 15 | 10 | |
| 35 | めん類製造業 | | | |
| 37 | 豆腐・油揚製造業 | 20 | 10 | |
| 38 | あん類製造業 | 15 | 10 | |
| 39 | 冷凍調理食品製造業 | 20 | 10 | |
| 40 | そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの | | | |
| 41 | 清涼飲料製造業 | | | |
| 42 | 果実酒製造業 | 15 | 10 | |
| 43 | ビール製造業 | | | |
| 44 | 清酒製造業 | 10 | 10 | |
| 45 | 蒸留酒・混成酒製造業 | 15 | 10 | |
| 46 | インスタントコーヒー製造業 | 20 | 10 | |
| 47 | 配合飼料製造業 | 15 | 10 | |
| 48 | 単体飼料製造業 | 20 | 10 | |
| 49 | 有機質肥料製造業 | | | |
| 50 | たばこ製造業 | | | |
| 51 | 生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。) | | | |
| 55 | 繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの | | | |
| 57 | 繊維工業で麻製織工程に係るもの | 15 | 10 | |
| 58 | 繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの | 10 | 10 | |
| 59 | 繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。) | 10 | 10 | 綿織物捺染工程にあつては、窒素含有量の欄(1)の値は、60とする。 |
| 60 | 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 20 | 10 | |
| 61 | 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 15 | 10 | |
| 62 | 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 10 | 10 | |
| 63 | 繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 20 | 10 | |
| 64 | 繊維工業で不織布製造工程に係るもの | | | |
| 65 | 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの | 15 | 10 | |
| 66 | 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの | 20 | 10 | |

| | | | | |
|----|--|----|----|--|
| 67 | 繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの | | | |
| 68 | 繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。） | 15 | 10 | |
| 69 | 一般製材業又は木材チップ製造業 | 20 | 10 | |
| 71 | 合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業 | 10 | 10 | |
| 75 | 木材薬品処理業 | 20 | 10 | |
| 76 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの | 10 | 10 | |
| 77 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 78 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 79 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | | | |
| 80 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの | | | |
| 81 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | | | |
| 82 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの | | | |
| 83 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | | | |
| 84 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの | | | |
| 85 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 86 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの | | | |
| 87 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 88 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの | | | |
| 89 | 機械すき和紙製造業 | | | |
| 90 | 手すき和紙製造業 | | | |
| 91 | 塗工紙製造業 | | | |
| 92 | 段ボール製造業 | | | |
| 93 | 重包装紙袋製造業 | | | |
| 94 | セロファン製造業 | 20 | 10 | |
| 95 | 乾式法による繊維板製造業 | | | |

| | | | | |
|-----|--|-----|-----|--|
| 96 | 繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。） | 15 | 10 | |
| 97 | パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。） | 10 | 10 | |
| 100 | 印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。） | 20 | 10 | |
| 101 | 製版業 | | | |
| 102 | 窒素質・りん酸質肥料製造業 | 15 | 10 | (1) アンモニア製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。 |
| 103 | 複合肥料製造業 | 15 | 10 | |
| 104 | 化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。） | 10 | 10 | |
| 105 | ソーダ工業 | | | |
| 106 | 電炉工業 | 15 | 10 | |
| 107 | 無機顔料製造業 | 25 | 20 | |
| 108 | 無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。） | 50 | 40 | |
| 109 | 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40とする。 |
| 110 | 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの | 15 | 10 | |
| 111 | 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの | | | |
| 112 | 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110、40とする。 |
| 113 | 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの | 15 | 10 | |
| 114 | 石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 115 | 脂肪族系中間物製造業 | 35 | 10 | (1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、800、500とする。 |
| 116 | メタン誘導品製造業 | 15 | 10 | |
| 117 | 発酵工業 | | | |
| 118 | コールタール製品製造業 | 330 | 170 | |
| 119 | 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値 |

| | | | | |
|-----|------------------------------------|----|----|--|
| | | | | は、それぞれ同欄の順序に従い、100、50とする。 |
| 120 | プラスチック製造業 | 10 | 10 | 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄(1)の値は、20とする。 |
| 121 | 合成ゴム製造業 | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、40とする。 |
| 122 | 有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。） | 70 | 10 | (1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。 |
| 123 | レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの | 10 | 10 | |
| 124 | レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの | 15 | 10 | |
| 125 | 合成繊維製造業 | 10 | 10 | 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とする。 |
| 126 | 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 | 10 | 10 | |
| 127 | 石けん・合成洗剤製造業 | 15 | 10 | |
| 128 | 界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 129 | 塗料製造業 | | | |
| 130 | 印刷インキ製造業 | | | |
| 131 | 医薬品原薬・製剤製造業 | 15 | 10 | 医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、20とする。 |
| 132 | 医薬品製剤製造業 | 10 | 10 | |
| 133 | 生物学的製剤製造業 | | | |
| 134 | 生薬・漢方製剤製造業 | 15 | 10 | |
| 135 | 動物用医薬品製造業 | | | |
| 136 | 火薬類製造業 | | | |
| 137 | 農薬製造業 | | | |
| 138 | 合成香料製造業 | | | |
| 139 | 香料製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 140 | 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 | | | |
| 142 | ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。） | | | |

| | | | | |
|-----|-----------------------------------|-----|-----|---|
| 143 | 写真感光材料製造業 | | | |
| 144 | 天然樹脂製品・木材化学製品製造業 | 10 | 10 | |
| 145 | イオン交換樹脂製造業 | 15 | 10 | |
| 146 | 化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 147 | 石油精製業 | 20 | 10 | |
| 148 | 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 149 | コークス製造業 | 500 | 320 | |
| 150 | 石油コークス製造業 | 20 | 10 | |
| 151 | 自動車タイヤ・チューブ製造業 | | | |
| 152 | ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの | 10 | 10 | |
| 153 | ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | 15 | 10 | |
| 154 | なめしかわ製造業 | 20 | 10 | |
| 155 | 毛皮製造業 | 10 | 10 | |
| 156 | 板ガラス製造業 | | | |
| 157 | 板ガラス加工業 | | | |
| 158 | ガラス製加工素材製造業 | | | |
| 159 | ガラス容器製造業 | | | |
| 160 | 理化学用・医療用ガラス器具製造業 | | | |
| 161 | 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業 | | | |
| 162 | ガラス繊維（長繊維に限る）・同製品製造業 | 15 | 10 | |
| 163 | ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | 20 | 10 | |
| 164 | ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。） | 10 | 10 | |
| 165 | 生コンクリート製造業 | | | |
| 166 | コンクリート製品製造業 | | | |
| 167 | セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | | | |
| 168 | 黒鉛電極製造業 | | | |
| 169 | 砕石製造業 | | | |
| 170 | 鉱物・土石粉碎等処理業 | | | |
| 172 | うわ薬製造業 | | | |
| 173 | 高炉による製鉄業 | 10 | 10 | (1) コークス製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、320とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、 |

| | | | | |
|-----|---|----|----|--|
| | | | | 40とする。 |
| 175 | フェロアロイ製造業 | 15 | 10 | |
| 176 | 高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。） | 10 | 10 | |
| 178 | 製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。） | 15 | 10 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、40とする。 |
| 179 | 熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | 15 | 10 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 |
| 180 | 冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | 10 | 10 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 |
| 181 | 冷間ロール成型形鋼製造業 | | | |
| 182 | 鋼管製造業 | 15 | 10 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 |
| 183 | 伸鉄業 | 10 | 10 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 |
| 184 | 磨棒鋼製造業 | 10 | 10 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。 |
| 185 | 引抜鋼管製造業 | 15 | 10 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 |
| 186 | 伸線業 | | | |
| 187 | ブリキ製造業 | 10 | 10 | |
| 188 | 亜鉛鉄板製造業 | | | |
| 189 | めっき鋼管製造業 | 40 | 10 | |
| 190 | めっき鉄鋼線製造業 | 15 | 10 | |
| 191 | 表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。） | 10 | 10 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 |
| 192 | 鍛鋼製造業 | 10 | 10 | |
| 193 | 鍛工品製造業 | 15 | 10 | |
| 194 | 鋳鋼製造業 | 10 | 10 | |
| 195 | 鋳鉄铸件製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。） | | | |
| 196 | 鋳鉄管製造業 | | | |
| 197 | 可鍛鋳鉄製造業 | | | |
| 198 | 鉄粉製造業 | | | |
| 199 | 鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。） | 15 | 10 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 |
| 200 | 非鉄金属製造業 | 15 | 10 | |
| 201 | 電気めっき業 | 20 | 10 | 窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、同施設に係る特定排出水の最大の量が400立方メートル以上の場合の窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とし、同施設に係る特定排出水の最大の |

| | | | | |
|-----|--|----|----|---|
| | | | | 量が400立方メートル未満の場合の窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、55とする。 |
| 202 | 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | 40 | 10 | (1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄(2)の値は、25とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、35とする。 |
| 203 | 一般機械器具製造業 | 20 | 10 | |
| 204 | 電子回路製造業 | 15 | 10 | |
| 205 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電子機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 | 20 | 10 | (1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、窒素含有量の欄(2)の値は、15とする。 |
| 206 | 輸送用機械器具製造業 | 15 | 10 | 自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄(1)の値は、25とする。 |
| 207 | 精密機械器具製造業 | 10 | 10 | 時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、窒素含有量の欄(1)の値は、30とする。 |
| 208 | ガス製造工場 | 10 | 10 | |
| 209 | 下水道業 | 30 | 20 | (1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、窒素含有量の欄(2)の値は、30とする。 |
| 210 | 空瓶卸売業 | 20 | 10 | |
| 211 | 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。） | 15 | 10 | |
| 212 | 弁当仕出屋又は弁当製造業 | | | |
| 213 | 飲食店 | 25 | 15 | |
| 214 | 宿泊業 | | | |
| 215 | リネンサプライ業 | 10 | 10 | |
| 216 | 洗濯業（前項に掲げるものを除く。） | 15 | 10 | |
| 218 | 写真業（写真現像・焼付業を含む。） | 20 | 15 | |
| 219 | 自動車整備業 | 15 | 10 | |

| | | | | | |
|-----|--|---|----|---|--|
| 220 | 病院 | 25 | 15 | | |
| 221 | し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。） | 50 | 20 | (1) 建築基準法施行令第32条第1項の表又は同条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、10とする。 (2) し尿のみを処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、20とする。 | |
| 222 | し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。） | 50 | 20 | (1) 建築基準法施行令第32条第1項の表又は同条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。 (2) し尿のみを処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、20とする。 | |
| 223 | し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。） | 20 | 10 | | |
| 224 | ごみ処理業 | | | | |
| 225 | 廃油処理業 | 10 | 10 | | |
| 226 | 産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。） | 45 | 20 | | |
| 227 | 死亡獣畜取扱業 | 25 | 15 | | |
| 228 | と畜場 | | | | |
| 229 | 中央卸売市場 | 20 | 15 | | |
| 230 | 地方卸売市場 | | | | |
| 231 | 試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年 ^{総 理} 府令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。） <small>通商産業省</small> | 20 | 10 | | |
| 232 | 前各項に分類されないもの | (1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水（221の項及び222の項に係るものを除く。） | 60 | 20 | |
| | | (2) 上水道業・工業用水道業（自家用工業用水道業を含む。） | 10 | 10 | |
| | | (3) (1)及び(2)に分類されないもの | 60 | 20 | |

神奈川県告示第299号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定により、りん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成29年9月1日から施行し、水質汚濁防止法によるりん含有量に係る総量規制基準（平成24年神奈川県告示第100号）は、平成29年8月31日限り廃止する。ただし、同年9月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされる特定施設（指定地域特定施設を含む。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に法第5条の規定によ

る届出がされる特定施設（指定地域特定施設を含む。）の設置により新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpi及びCpoの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成31年3月31日までの間は、なお従前のとおりとする。

平成29年6月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 適用する水域

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号ニに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

法第2条第6項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 番号 | 指定地域内事業場の区分 | 総量規制基準 |
|----|--|--|
| 1 | 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。） | $L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$ |
| 2 | 平成14年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項及び4の項に掲げるものを除く。） | $L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$ |
| 3 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。） | $L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$ |

| | のを除く。) | |
|---|--|--|
| 4 | 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$ |

備考 この表に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_p 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_p 別表りん含有量の欄(1)に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{pi} 別表りん含有量の欄(2)に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{po} C_p と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_p 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{pi} 平成14年10月1日（4の項にあっては、平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{po} 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

別表

| 番号 | 業 種 そ の 他 の 区 分 | りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム） | | 備 考 |
|----|-------------------------|------------------------|-----|-----|
| | | (1) | (2) | |
| 2 | 畜産農業 | 8 | 8 | |
| 3 | 天然ガス鉱業 | 1 | 1 | |
| 4 | 非金属鉱業 | | | |
| 5 | 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 | 4 | 1 | |
| 6 | 乳製品製造業 | 5 | 1 | |
| 7 | 畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | 5.5 | 1 | |
| 8 | 水産缶詰・瓶詰製造業 | 3 | 1 | |
| 9 | 寒天製造業 | 3 | 1.5 | |
| 10 | 魚肉ハム・ソーセージ製造業 | | | |
| 11 | 水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | 3 | 1 | |
| 12 | 冷凍水産物製造業 | 3 | 1.5 | |

| | | | | |
|----|---|-----|-----|--|
| 13 | 冷凍水産食品製造業 | 4 | 1 | |
| 14 | 水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。） | 3 | 1.5 | |
| 15 | 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 | 3 | 1 | |
| 16 | 野菜漬物製造業 | 2.5 | 1 | |
| 17 | 味そ製造業 | 4 | 1.5 | |
| 18 | しょう油・食用アミノ酸製造業 | | | |
| 19 | うま味調味料製造業 | 1.5 | 1 | |
| 20 | ソース製造業 | 3 | 1 | |
| 21 | 食酢製造業 | 3 | 1.5 | |
| 22 | 砂糖精製業 | 2.5 | 1.5 | |
| 23 | ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 | 3 | 1.5 | |
| 24 | 小麦粉製造業 | | | |
| 25 | パン製造業 | 2 | 1 | |
| 26 | 生菓子製造業 | 3 | 1 | |
| 27 | ビスケット類・干菓子製造業 | | | |
| 28 | 米菓製造業 | 3 | 1.5 | |
| 29 | パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 30 | 植物油脂製造業 | 6 | 1 | |
| 31 | 動物油脂製造業 | 2 | 1 | |
| 32 | 食用油脂加工業 | 3 | 1 | |
| 33 | ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業 | 2 | 1 | |
| 34 | 穀類でんぷん製造業 | 3 | 1.5 | |
| 35 | めん類製造業 | 3 | 1 | |
| 37 | 豆腐・油揚製造業 | 4 | 1 | |
| 38 | あん類製造業 | 3.5 | 1 | |
| 39 | 冷凍調理食品製造業 | 4 | 1 | |
| 40 | そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの | 2.5 | 1 | |
| 41 | 清涼飲料製造業 | 5.5 | 1 | |
| 42 | 果実酒製造業 | 1.5 | 1 | |
| 43 | ビール製造業 | 3 | 1.5 | |
| 44 | 清酒製造業 | 1.5 | 1 | |
| 45 | 蒸留酒・混成酒製造業 | 2 | 1 | |

| | | | | |
|----|---|-----|---|--|
| 46 | インスタントコーヒー製造業 | 2.5 | 1 | |
| 47 | 配合飼料製造業 | 2 | 1 | |
| 48 | 単体飼料製造業 | | | |
| 49 | 有機質肥料製造業 | 1.5 | 1 | |
| 50 | たばこ製造業 | 2 | 1 | |
| 51 | 生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。） | | | |
| 55 | 繊維工業（51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの | | | |
| 57 | 繊維工業で麻製織工程に係るもの | | | |
| 58 | 繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの | 1 | 1 | |
| 59 | 繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。） | 2 | 1 | |
| 60 | 繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | | | |
| 61 | 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | | | |
| 62 | 繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 1.5 | 1 | |
| 63 | 繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 2 | 1 | |
| 64 | 繊維工業で不織布製造工程に係るもの | 1 | 1 | |
| 65 | 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの | | | |
| 66 | 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの | | | |
| 67 | 繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの | 2 | 1 | |
| 68 | 繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。） | 1 | 1 | |
| 69 | 一般製材業又は木材チップ製造業 | 2 | 1 | |
| 71 | 合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業 | 1 | 1 | |
| 75 | 木材薬品処理業 | 2 | 1 | |
| 76 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの | 1 | 1 | |
| 77 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 78 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 79 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | | | |
| 80 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの | 2 | 1 | |
| 81 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除 | 1 | 1 | |

| | | | | |
|-----|--|-----|---|--|
| | く。) | | | |
| 82 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの | | | |
| 83 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | | | |
| 84 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの | | | |
| 85 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 86 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの | | | |
| 87 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 88 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの | | | |
| 89 | 機械すき和紙製造業 | | | |
| 90 | 手すき和紙製造業 | | | |
| 91 | 塗工紙製造業 | | | |
| 92 | 段ボール製造業 | | | |
| 93 | 重包装紙袋製造業 | | | |
| 94 | セロファン製造業 | | | |
| 95 | 乾式法による繊維板製造業 | | | |
| 96 | 繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 97 | パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 100 | 印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。） | 2 | 1 | |
| 101 | 製版業 | | | |
| 102 | 窒素質・りん酸質肥料製造業 | | | |
| 103 | 複合肥料製造業 | | | |
| 104 | 化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。） | 1 | 1 | |
| 105 | ソーダ工業 | 1.5 | 1 | |
| 106 | 電炉工業 | 2 | 1 | |
| 107 | 無機顔料製造業 | 1 | 1 | |
| 108 | 無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。） | | | |
| 109 | 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの | 1.5 | 1 | りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。 |
| 110 | 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの | 1 | 1 | りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、り |

| | | | | |
|-----|--|-----|---|---|
| | | | | りん含有量の欄(1)の値は、2.5とする。 |
| 111 | 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの | 1.5 | 1 | |
| 112 | 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの | 1 | 1 | |
| 113 | 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの | 1 | 1 | りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄(1)の値は、2.5とする。 |
| 114 | 石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。) | 1 | 1 | |
| 115 | 脂肪族系中間物製造業 | 2.5 | 1 | りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、4とする。 |
| 116 | メタン誘導品製造業 | 2 | 1 | |
| 117 | 発酵工業 | 1.5 | 1 | |
| 118 | コールタール製品製造業 | 2 | 1 | |
| 119 | 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 | 1.5 | 1 | りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、23.5、4とする。 |
| 120 | プラスチック製造業 | 1 | 1 | |
| 121 | 合成ゴム製造業 | 1.5 | 1 | |
| 122 | 有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。) | 3.5 | 1 | |
| 123 | レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの | 2 | 1 | |
| 124 | レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの | | | |
| 125 | 合成繊維製造業 | 1 | 1 | |
| 126 | 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 | 2 | 1 | |
| 127 | 石けん・合成洗剤製造業 | | | |
| 128 | 界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。) | 3 | 1 | |
| 129 | 塗料製造業 | 1.5 | 1 | |
| 130 | 印刷インキ製造業 | 2 | 1 | |
| 131 | 医薬品原薬・製剤製造業 | 1.5 | 1 | |
| 132 | 医薬品製剤製造業 | 1 | 1 | |
| 133 | 生物学的製剤製造業 | | | |
| 134 | 生薬・漢方製剤製造業 | 2 | 1 | |
| 135 | 動物用医薬品製造業 | | | |
| 136 | 火薬類製造業 | 1.5 | 1 | |
| 137 | 農薬製造業 | 2 | 1 | |
| 138 | 合成香料製造業 | | | |

| | | | | |
|-----|-----------------------------------|-----|---|--|
| 139 | 香料製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 140 | 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 | | | |
| 142 | ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。） | | | |
| 143 | 写真感光材料製造業 | 1.5 | 1 | |
| 144 | 天然樹脂製品・木材化学製品製造業 | | | |
| 145 | イオン交換樹脂製造業 | 1 | 1 | |
| 146 | 化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。） | 1.5 | 1 | |
| 147 | 石油精製業 | 1 | 1 | |
| 148 | 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。） | 1.5 | 1 | |
| 149 | コークス製造業 | 1 | 1 | |
| 150 | 石油コークス製造業 | 2 | 1 | |
| 151 | 自動車タイヤ・チューブ製造業 | 1.5 | 1 | |
| 152 | ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの | 1 | 1 | |
| 153 | ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | 1.5 | 1 | |
| 154 | なめしかわ製造業 | 2 | 1 | |
| 155 | 毛皮製造業 | | | |
| 156 | 板ガラス製造業 | 1 | 1 | |
| 157 | 板ガラス加工業 | | | |
| 158 | ガラス製加工素材製造業 | 1.5 | 1 | |
| 159 | ガラス容器製造業 | 1 | 1 | |
| 160 | 理化学用・医療用ガラス器具製造業 | | | |
| 161 | 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業 | | | |
| 162 | ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業 | | | |
| 163 | ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 164 | ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 165 | 生コンクリート製造業 | | | |
| 166 | コンクリート製品製造業 | | | |
| 167 | セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | 1.5 | 1 | |
| 168 | 黒鉛電極製造業 | 1 | 1 | |
| 169 | 砕石製造業 | | | |
| 170 | 鉱物・土石粉碎等処理業 | | | |
| 172 | うわ薬製造業 | | | |

| | | | | |
|-----|---|-----|---|--|
| 173 | 高炉による製鉄業 | | | |
| 175 | フェロアロイ製造業 | | | |
| 176 | 高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 178 | 製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。） | | | |
| 179 | 熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | | | |
| 180 | 冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | | | |
| 181 | 冷間ロール成型形鋼製造業 | | | |
| 182 | 鋼管製造業 | | | |
| 183 | 伸鉄業 | | | |
| 184 | 磨棒鋼製造業 | | | |
| 185 | 引抜鋼管製造業 | 1.5 | 1 | |
| 186 | 伸線業 | 1 | 1 | |
| 187 | ブリキ製造業 | 2 | 1 | |
| 188 | 亜鉛鉄板製造業 | 1 | 1 | |
| 189 | めっき鋼管製造業 | | | |
| 190 | めっき鉄鋼線製造業 | | | |
| 191 | 表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 192 | 鍛鋼製造業 | | | |
| 193 | 鍛工品製造業 | 2 | 1 | |
| 194 | 鋳鋼製造業 | 1.5 | 1 | |
| 195 | 鋳鉄铸件製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。） | 1 | 1 | |
| 196 | 鋳鉄管製造業 | | | |
| 197 | 可鍛鋳鉄製造業 | 1.5 | 1 | |
| 198 | 鉄粉製造業 | 1 | 1 | |
| 199 | 鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 200 | 非鉄金属製造業 | | | |
| 201 | 電気めっき業 | 2 | 1 | りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、同施設に係る特定排水の最大の量が400立方メートル以上の場合のりん含有量の欄(1)の値は、2.5とし、同施設に係る特定排水の最大の量が400立方メートル未満の場合のりん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、4.5とする。 |
| 202 | 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | 2 | 1 | (1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量の欄(1)の値は、2.5とする。 |

| | | | | |
|-----|--|-----|-----|---|
| | | | | (2) アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、りん含有量の欄(1)の値は、8とする。 |
| 203 | 一般機械器具製造業 | 1.5 | 1 | |
| 204 | 電子回路製造業 | 1 | 1 | |
| 205 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電子機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 | 1.5 | 1 | 民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、りん含有量の欄(1)の値は、3とする。 |
| 206 | 輸送用機械器具製造業 | 2 | 1 | 自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、りん含有量の欄(1)の値は、4.5とする。 |
| 207 | 精密機械器具製造業 | 1.5 | 1 | |
| 208 | ガス製造工場 | 2 | 1 | |
| 209 | 下水道業 | 2.5 | 2 | (1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1.5とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5、3とする。 |
| 210 | 空瓶卸売業 | 4 | 2 | |
| 211 | 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。) | 3 | 1.5 | |
| 212 | 弁当仕出屋又は弁当製造業 | 4 | 1.5 | |
| 213 | 飲食店 | 5.5 | 2 | |
| 214 | 宿泊業 | 3 | 2 | |
| 215 | リネンサプライ業 | 2.5 | 1 | |
| 216 | 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) | | | |
| 218 | 写真業(写真現像・焼付業を含む。) | 4 | 2 | |
| 219 | 自動車整備業 | 2.5 | 2 | |
| 220 | 病院 | 3 | 2 | |
| 221 | し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。) | 8 | 2 | (1) 建築基準法施行令第32条第1項の表又は同条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。 (2) し尿のみを処理するものにあつては、 |

| | | | | | |
|-----|---|---|-----|-----------------------------------|--|
| | | | | は、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、2とする。 | |
| 222 | し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。） | | | | |
| 223 | し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。） | 2 | 1 | | |
| 224 | ごみ処理業 | 1 | 1 | | |
| 225 | 廃油処理業 | | | | |
| 226 | 産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。） | 3 | 1 | | |
| 227 | 死亡獣畜取扱業 | 2 | 2 | | |
| 228 | と畜場 | 4 | 2 | | |
| 229 | 中央卸売市場 | | | | |
| 230 | 地方卸売市場 | 2.5 | 1.5 | | |
| 231 | 試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年 ^{総 理} 府令第2号） ^{通商産} 業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。） | 1.5 | 1 | | |
| 232 | 前各項に分類されないもの | (1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水（221の項及び222の項に係るものを除く。） | 8 | 2 | |
| | | (2) 上水道業・工業用水道業（自家用工業用水道業を含む。） | 1 | 1 | |
| | | (3) (1)及び(2)に分類されないもの | 8 | 2 | |

公 告

水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定により、次のとおり水質汚濁防止法施行令別表第2第1号ニに掲げる区域における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画を定めました。

平成29年6月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

東京湾における化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画（神奈川県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の3の規定により、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号ニに掲げる区域について、平成28年9月30日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）に定められた削減目標量^(注)を達成するため、必要な事項を定めるものである。

(注) 削減目標量とは、削減のための対策を講じた場合の目標年度における化学的酸素要求量（以下「COD」という。）、窒素含有量及びりん含有量により示される汚濁負荷の発生量をいう。

1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

平成31年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) COD

| | 平成31年度の削減目標量 (トン/日) | (参考) 第7次総量削減計画における平成26年度の削減目標量 (トン/日) | (参考) 平成26年度の実績量 (トン/日) |
|------|------------------------|--|---------------------------|
| 生活排水 | 10 | 12 | 11 |
| 産業排水 | 7 | 8 | 7 |
| その他 | 4 | 5 | 4 |
| 合計 | 21 | 25 | 22 |

(2) 窒素含有量

| | 平成31年度の削減目標量 (トン/日) | (参考) 第7次総量削減計画における平成26年度の削減目標量 (トン/日) | (参考) 平成26年度の実績量 (トン/日) |
|------|------------------------|--|---------------------------|
| 生活排水 | 12 | 14 | 12 |
| 産業排水 | 9 | 9 | 9 |
| その他 | 5 | 7 | 5 |
| 合計 | 26 | 30 | 26 |

(3) りん含有量

| | | | |
|------|------------------------|--|----------------------------------|
| | 平成31年度の削減目標量 (トン/日) | (参考) 第7次 総量削減計画 における平成 26年度の削減 目標量 (トン/日) | (参考) 平成26年度の 実績量 (トン/日) |
| 生活排水 | 1.1 | 1.2 | 1.1 |
| 産業排水 | 0.4 | 0.4 | 0.3 |
| その他 | 0.5 | 0.6 | 0.6 |
| 合計 | 2.0 | 2.2 | 2.0 |

2 削減目標量の達成のための方途

東京湾の水質を改善するため、関係市等と協力・連携して、次の方途により、COD、窒素含有量及びりん含有量の削減を図る。

(1) 生活排水対策

東京湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、関係市等と協力しながら、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進するとともに、排水処理の高度化の促進、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

ア 下水道の整備等

下水道については、国の社会資本整備重点計画、東京湾流域別下水道整備総合計画及び神奈川県生活排水処理施設整備構想との整合を図りつつ、目標年度までに次の表に掲げる数値を目標にその整備を促進する。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により排出水の水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びりんの高処理の導入について、海域の状況及び下水道の普及状況を勘案しつつ、その推進を図る。

合流式下水道については、越流水の現状把握に努め、雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強、雨水吐のせき高の改良、スクリーンの設置等による改善を推進する。

| 年 度 | 行政人口 (千人) | 処理人口 (千人) |
|--------------|-----------|--------------------|
| 31 | 4,753 | 4,712 【 2,148 】 |
| (参考) 26実績 | 4,784 | 4,724 【 1,631 】 |

(注) 【 】内は、高度処理人口を示す(内数)。

イ 浄化槽の整備等

浄化槽については、神奈川県生活排水処理施設整備構想との整合を図りつつ、合併処理浄化槽の設置整備事業の活用等により、下水道処理区域以外の地域において合併処理浄化槽を整備するとともに、既設の単独処理浄化槽については、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

また、建築基準法(昭和25年法律第201号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)等に基づき、適正な設置並びに設置後の水質検査、定期検査、保守点検及び清掃の徹底を推進することにより、排出水の水質の安定及び向上を図る。

ウ 一般家庭に係る生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。)等に基づき、関係市等と協力し、調理くず、廃食用油等の排水中への流出防止、洗剤の適正使用等について普及啓発に努める。

(2) 産業排水対策

ア 総量規制基準の設定

法の排水規制を受ける1日当たりの平均排出水量が50立方メートル以上の特定事業場(以下「指定地域内事業場」という。)については、排出水の水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために講じられた措置とその難易度、原材料等の使用の実態、費用対効果等を勘案し、適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

特に、法第4条の5第2項に規定する特定施設の新増設等のあった事業場については、より高度な技術の導入が可能であることから、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図る。

なお、総量規制基準の算出に用いる濃度等については、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年環境省告示第134号)、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年環境省告示第135号)及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年環境省告示第136号)により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分するなど、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

イ 指定地域内事業場に係る対策

指定地域内事業場については、総量規制基準を遵守させるとともに、法、条例等に基づく立入検査等を実施し、工程内で使用される添加物の低減、副原料の転換、凝集剤や栄養剤の添加の適正化等を指導する。

また、施設の新設・増設、排水処理施設の改善等を行う場合には、汚濁負荷量の削減効果の高い排水処理施設の導入を指導する。

ウ 指定地域内事業場以外の事業場に係る対策

指定地域内事業場以外の事業場については、法、条例等に基づき、排水処理施設の適正な管理など汚濁負荷量の削減のための指導等を行う。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講ずるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚

濁負荷量の削減を図る。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）等に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動規範の普及、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、化学肥料の使用削減や土壌診断を活用した肥料の適正な使用等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進することにより、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

イ 家畜排せつ物の適正管理

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）及び神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を推進し、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 砂浜、藻場等の造成・保全及び貝類養殖の推進

砂浜、浅場の造成・保全等の事業を推進するとともに、関係市等と協力し、NPO等による藻場再生・保全活動への支援や協働に努める。

また、水質改善に資する取組として、自然にある餌を利用して行う貝類養殖等を推進する。

(2) 底質汚泥の除去等

汚泥の堆積が著しい河川及び港湾のしゅんせつを行う。

(3) 水質汚濁等の監視体制

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施、その他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の維持に努める。

(4) 情報の発信、啓発等

水質総量削減をより効果的に推進するには、県民、事業者、NPO等の理解と協力が必要であるため、インターネット等の媒体を活用して情報発信に努めることにより総量削減についての正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努める。

また、この計画の推進に当たっては、毎年、実施状況を把握するとともに、その結果を公表する。

(5) 調査研究の実施

東京湾の水質の把握や水質改善のための調査研究の実施に努める。

(6) 中小企業者等への助成措置等

中小企業者等に対し、資金の助成及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備等を促進する。

(7) 広域的な取組の推進

東京湾岸自治体環境保全会議、九都県市首脳会議等の広域的な連携を通じて、東京湾の水質改善に向けた普及啓発等に努める。